

医療観察事件記録の編成について

平成17年7月12日総三第000221号高等
裁判所長官，地方裁判所長あて事務総長通達

改正 令和2年11月27日総三第228号

医療観察事件記録の編成について下記のとおり定めましたので、これによってください。
なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 総則

- 1 医療観察事件のうち、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第42条第1項の決定をすることの申立てに係る処遇事件の記録の編成は、第2の4分方式による。
- 2 1の事件以外の医療観察事件の記録の編成は、事案に応じて、第2の4分方式の例により、又は第3の非分割方式による。

第2 4分方式

1 編成方法

事件関係書類は、次のとおり4分して編成する。

(1) 第1分類（手続関係書類）

この分類は、申立書、審判調書（手続）及び決定書の3群に分け、その順につづる。

ア 申立書群

この群には、申立書及び保護観察所の長、指定入院医療機関の管理者又は指定通院医療機関の管理者の意見を記載した書類を編年体によりつづり込む。

イ 審判調書（手続）群

この群には、手続の経過を明らかにする次のような書類を編年体によりつづり込む。

審判調書（(2)につづるものを除く。）、事件の移送又は併合の上申書及び決定書、対象者の出頭できない旨の理由書及び疎明資料、期日指定書、心神耗弱者と認める旨の決定書、申立てを取り下げない旨の通知書、対象行為の存否について別の合議体で審理及び裁判する旨の決定書、対象行為を行ったと認める旨の決定書、対象行為を行ったと認められない旨の決定書、その他審判の終了に関する決定以外の決定書等

ウ 決定書群

この群には、入院をさせる旨の決定書等、申立て却下決定書、取下書等の審判の終了に関する書類及びこれらの謄本の送達報告書等並びに決定の執行報告書等（(3)につづるものを除く。）を編年体によりつづり込む。

(2) 第2分類（事実の取調べ関係書類）

この分類は、目録、資料、審判調書（供述）及び鑑定書の4群に分け、その順

につづる。

ア 目録群

この群には、冒頭に資料目録及び証人等目録をその順につづり込み、次に事実の取調べ手続に関する次のような書類（エにつづるものを除く。）及び押収物の還付に関する書類を編年体によりつづり込む。

事実の取調べの申出書、事実の取調べを行う受命裁判官の指定書、事実の取調べの嘱託決定書及び同嘱託書写し、鑑定決定書、保護観察所長に対する対象者の生活環境調査依頼書写し等

イ 資料群

この群には、当事者から提出された資料及び裁判所が職権で収集した資料を、検察官等提出分、対象者等提出分及び職権分に区分して、編年体によりつづり込む。

ウ 審判調書（供述）群

この群には、審判調書（供述）及び審判期日外における陳述録取調書等を、実施した順序につづり込む。宣誓書は、当該宣誓を行った審判調書（供述）等の末尾に、審判調書（供述）等が作成されない場合には目録群につづり込む。

エ 鑑定書群

この群には、鑑定書及び対象者の生活環境調査結果報告書を、編年体によりつづり込む。

(3) 第3分類（身柄関係書類）

この分類は、鑑定入院命令等関係書類及びその他の身柄関係書類の2群に分け、その順につづる。

ア 鑑定入院命令等関係書類群

この群には、鑑定入院命令又は鑑定入院決定に関する次のような書類及びこの群につづる裁判書の謄本の送達報告書を編年体によりつづり込む。

鑑定入院命令書及び鑑定入院決定書並びにこれらの取消決定書、鑑定入院期間延長決定書、鑑定入院命令又は鑑定入院決定の執行停止決定書、鑑定入院先医療施設の変更命令書及び変更決定書、鑑定入院質問調書、命令又は決定の執行報告書等

イ その他の身柄関係書類群

この群には、同行状、出頭命令等の対象者の身柄の移動を伴う裁判（鑑定入院命令及び鑑定入院決定を除く。）に関する書類及びこの群につづる裁判書の謄本の送達報告書を編年体によりつづり込む。

(4) 第4分類（その他の書類）

この分類には、冒頭に付添人関係書類及び医師等の指定関係書類をその順につづり込み、次に費用関係書類、記録又は証拠物の閲覧及び謄写に関する書類等の第1分類から第3分類までにつづる書類以外の書類を編年体によりつづり込む。

2 目録

目録は、資料目録及び証人等目録とし、その作成は、次の定めによる。

(1) 資料目録の様式は別紙様式第1のとおりとし、証人等目録の様式は別紙様式第2

のとおりとする。ただし、適宜な書面を引用して作成することも差し支えない。

- (2) 資料目録は、検察官等提出分、対象者等提出分及び職権分を、証人等目録は、検察官等申出分、対象者等申出分及び職権分を作成する。

3 併合事件記録等の取扱い

(1) 併合事件記録の取扱い

併合された事件記録は、一括して併合した事件記録に添付する。

(2) 抗告審における第一審事件記録の取扱い

第一審事件記録は、抗告審事件記録の第1分類の直前に一括してつづり込む。

(3) 裁判官の処分に対する不服申立て事件記録等の取扱い

裁判官の処分に対する不服申立て事件記録及び裁判所の処分に対する異議申立て事件記録は、不服申立て等の対象となった命令書又は決定書の直後に一括してつづり込む。

(4) 競合する処分の調整の申立て事件記録の取扱い

競合する処分の調整の申立て事件記録は、一括して調整の対象となった事件の事件記録（法第76条第2項による申立て事件の場合は、調整の対象となった事件のうち、取消決定がされなかった事件の事件記録）に添付する。

第3 非分割方式

1 編成方法

事件関係書類は、編年体によりつづり込む。この場合において、関連する書類は、一括してつづり込むことができる。

2 併合事件記録等の取扱い

第2の3の定めによる。

付 記

この通達は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）の施行の日から実施する。

付 記（令2.11.27総三第228号）

この通達は、令和3年1月1日から実施する。

